

件名

農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件

○金融庁告示第 号
農林水産省

農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）第百十六条第二項の規定に基づき、農林中
農林水産省

央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁告示第六号）の一部を次のよ
うに改正し、令和六年四月一日から適用する。
農林水産省

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(四半期の開示事項)</p> <p>第六条 規則第百十六條第二項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>二 「略」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>三 「略」</p> <p>三〇十三 「略」</p> <p>2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第三号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第五号に掲げる事項は別紙様式第七号(連結自己資本比率を算出する場合の自己資本比率告示第十四条各号の算式における分母の額に係る事項にあつては、第一面に限る。)により、同項第六号及び第十号に掲げる事項は別紙様式第八号により、同項第七号及び第十三号に掲げる事項は別紙様式第九号により、同項第八号に掲げる事項は別紙様式第四号(第一面及び第二面に限る。)により、同項第十一号に掲げる事項は別紙様式第四号(第三面及び第四面に限る。)により、それぞれ作成するものとする。</p>	<p>(四半期の開示事項)</p> <p>第六条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 貸借対照表の科目が前号の自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明</p> <p>三 「同上」</p> <p>四 自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前号の自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第三号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明</p> <p>五〇十五 「同上」</p> <p>2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第十号により、同項第三号に掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第四号に掲げる事項は別紙様式第十一号により、同項第五号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第七号(連結自己資本比率を算出する場合の自己資本比率告示第十四条各号の算式における分母の額に係る事項にあつては、第一面に限る。)により、同項第八号及び第十二号に掲げる事項は別紙様式第八号により、同項第九号及び第十五号に掲げる事項は別紙様式第九号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第四号(第一面及び第二面に限る。)により、同項第十三号に掲げる事項は別</p>

「項を削る。」

紙様式第四号（第三面及び第四面に限る。）により、それぞれ作成するものとする。

3|| 第一項第二号及び第四号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

備考 表中の「」の記載は注記である。